

令和3年度（認知症対応型共同生活介護・小規模多機能居宅介護）

サービス 種別	主な指導内容	根拠法令等（一部抜粋）
	1. 運営に関する事	
GH 小規模	重要事項説明書に第三者評価の実施状況を記載すること。	<p>（抜粋）事業者は、利用者に対し適切なサービスを提供するため、その提供の開始に際し、あらかじめ、利用申請者又はその家族に対し、重要事項に関する規程の概要、介護従業者の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制、提供するサービスの第三者評価の実施状況等の利用申請者がサービスを選択するために必要な重要事項について、文書を交付して懇切丁寧に説明を行い、同意を得なければならない。</p> <p>【老計発第 0331004 号老振発第 0331004 号老老発第 0331017 号第 3 の 5 の 4(2)①】</p> <p>【老計発第 0331004 号老振発第 0331004 号老老発第 0331017 号第 3 の 4 の 4(2)①】</p>
GH 小規模	重要事項説明書について、正しく記載すること。	/
GH 小規模	運営規程と重要事項説明書の整合性を図ること。	/
GH 小規模	運営規程及び契約書について、文書の保管は「完結の日から5年間保存」と記載を改めること。	<p>（抜粋）書類の保存について、刈谷市では「完結の日から5年」という基準を設けている。「完結の日」の定義は、「契約終了により一連のサービス提供が終了した日」。</p> <p>【刈谷市Q&A No.414】</p>
GH 小規模	過去1年以内に運営規程の変更届がされていない場合は、6月1日現在の状況を6月末までに報告すること。	<p>以下をご参考ください。</p> <p>【刈谷市HP（ページID）：1003502】</p>
GH	契約書について、契約日が空欄のものがあるため改めること。	/
GH 小規模	消防計画だけでなく、風水害、地震等の災害を含めた非常災害に関する具体的計画を立て、定期的に	事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓

令和3年度（認知症対応型共同生活介護・小規模多機能居宅介護）

	従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うこと。	<p>練を行わなければならない。</p> <p>【厚労省令第34号第5章第82条の2】</p> <p>【厚労省令第34号第4章第82条の2】</p>
GH 小規模	協力（歯科）医療機関の変更届出を行うこと。	
小規模	利用者に症状の急変が生じた場合等の緊急時における主治医等への連絡体制及び連絡方法について整備し、重要事項説明書等に記載の上、適切に実施すること。	<p>（抜粋）小規模多機能型居宅介護従業者が現に指定小規模多機能居宅介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、運営規程に定められた緊急時の対応方法に基づき速やかに主治医又はあらかじめ当該指定小規模多機能型居宅介護事業者が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならないこととしたものである。協力医療機関については、次の点に留意するものとする。</p> <p>①協力医療機関は、事業の通常の実施地域内にあることが望ましいものであること。</p> <p>②緊急時において円滑な協力を得るため、当該協力医療機関との間であらかじめ必要な事項を取り決めておくこと。</p> <p>【老計発第 0331004 号老振発第 0331004 号老老発第 0331017 号第3の4の4(12)】</p>
2. 加算に関すること		
GH 小規模	処遇改善加算および特定処遇改善加算について、実際の改善額と、市長へ届け出た実績報告書の金額が異なるため、修正すること。	
GH 小規模	介護職員等特定処遇改善加算に関する賃金改善内容の規則等が確認できないため、整備するとともに全職員に周知すること。	<p>（キャリアパス要件I）次のイ、ロ及びハを満たすこと。</p> <p>イ 介護職員の任用における職位、職責又は職務内容等に応じた任用等の要件（介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。</p> <p>ロ イに掲げる職位、職責又は職務内容等に応じた賃金体系（一時金等の臨時的に支払われるものを除く。）について定めていること。</p>

令和3年度（認知症対応型共同生活介護・小規模多機能居宅介護）

		<p>ハ イ及びロの内容について就業規則等の明確な根拠規定を書面で整備し、全ての介護職員に周知していること</p> <p>【事務連絡：介護保険最新情報 Vol.1075】</p>
小規模	<p>認知症加算Ⅰについて、算定要件を満たさない利用者・利用月において是正すること。</p>	<p>以下をご参考ください。</p> <p>【老計発第 0331005 号老振発第 0331005 号老老発第 0331018 号第 2 の 5(7)】</p>